

平成27年度山形労働局雇用均等室での法施行状況

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する
相談、是正指導、紛争解決の援助の状況～

山形労働局雇用環境・均等室

※ 都道府県労働局の組織見直しにより、平成28年4月1日から「雇用均等室」は「雇用環境・均等室」になりました。

1 男女雇用機会均等法の施行状況

表1-1 相談内容の内訳の推移

(件)

事 項	合計		27 年度							
			女性労働者		男性労働者		事業主		その他	
募集・採用(第 5 条)	10	4.0%	1	0.6%	0	0.0%	4	12.5%	5	10.9%
配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新(第 6 条)	7	2.8%	2	1.2%	2	33.3%	1	3.1%	2	4.3%
間接差別(第 7 条)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
妊娠等不利益取扱い等(第 9 条)	47	18.7%	31	18.6%	0	0.0%	10	31.3%	6	13.0%
セクシュアルハラスメント(第 11 条)	143	57.0%	113	67.7%	4	66.7%	1	3.1%	25	54.3%
母性健康管理(第 12 条、13 条)	27	10.8%	14	8.4%	0	0.0%	8	25.0%	5	10.9%
ポジティブ・アクション関係	7	2.8%	0	0.0%	0	0.0%	4	12.5%	3	6.5%
その他	10	4.0%	6	3.6%	0	0.0%	4	12.5%	0	0.0%
合計	251	100.0%	167	100.0%	6	100.0%	32	100.0%	46	100.0%
事 項	合計		26 年度							
			女性労働者		男性労働者		事業主		その他	
募集・採用(第 5 条)	5	1.8%	1	0.7%	0	0.0%	1	1.4%	3	4.3%
配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新(第 6 条)	5	1.8%	2	1.5%	1	9.1%	0	0.0%	2	2.9%
間接差別(第 7 条)	6	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.3%	3	4.3%
妊娠等不利益取扱い等(第 9 条)	56	19.6%	34	25.0%	1	9.1%	7	10.1%	14	20.3%
セクシュアルハラスメント(第 11 条)	155	54.4%	76	55.9%	9	81.8%	33	47.8%	37	53.6%
母性健康管理(第 12 条、13 条)	41	14.4%	22	16.2%	0	0.0%	12	17.4%	7	10.1%
ポジティブ・アクション関係	8	2.8%	0	0.0%	0	0.0%	5	7.2%	3	4.3%
その他	9	3.2%	1	0.7%	0	0.0%	8	11.6%	0	0.0%
合計	285	100.0%	136	100.0%	11	100.0%	69	100.0%	69	100.0%
事 項	合計		25 年度							
			女性労働者		男性労働者		事業主		その他	
募集・採用(第 5 条)	18	8.1%	0	0.0%	4	26.7%	5	9.3%	9	23.7%
配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新(第 6 条)	8	3.6%	2	1.7%	4	26.7%	2	3.7%	0	0.0%
間接差別(第 7 条)	10	4.5%	0	0.0%	0	0.0%	7	13.0%	3	7.9%
妊娠等不利益取扱い(第 9 条)	29	13.1%	18	15.7%	0	0.0%	5	9.3%	6	15.8%
セクシュアルハラスメント(第 11 条)	102	45.9%	69	60.0%	6	40.0%	16	29.6%	11	28.9%
母性健康管理(第 12 条、13 条)	33	14.9%	19	16.5%	0	0.0%	9	16.7%	5	13.2%
ポジティブ・アクション関係	4	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.7%	2	5.3%
その他	18	8.1%	7	6.1%	1	6.7%	8	14.8%	2	5.3%
合計	222	100.0%	115	100.0%	15	100.0%	54	100.0%	38	100.0%

表1-2 紛争解決援助の状況

労働局長による紛争解決援助の援助申立受理件数の推移 (件)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
募集・採用(第 5 条)	1	0	0
妊娠等不利益取扱い(第 9 条)	0	0	2
セクシュアルハラスメント(第 11 条)	0	1	2
合計	1	1	4

※機会均等調停会議による調停の申請はなかった。

表1-3 行政指導件数の推移

(件)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
募集・採用(第 5 条)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、 職種・雇用形態の変更、退職勧奨・定年・ 解雇・労働契約の更新(第 6 条)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)
間接差別(第 7 条)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
妊娠等不利益取扱い(第 9 条)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
セクシュアルハラスメント(第 11 条)	249 (71.1%)	174 (56.3%)	139 (59.9%)
母性健康管理(第 12 条、13 条)	100 (28.6%)	133 (43.0%)	93 (40.1%)
合計	350 (100.0%)	309 (100.0%)	232 (100.0%)

2 育児・介護休業法の施行状況

表2-1 相談内容の内訳の推移

(件)

相談内容	25年度			26年度			27年度			
			うち 労働者			うち 労働者			うち 労働者	
育児関係	育児休業	73	24.5%	18	96	25.5%	25	105	27.6%	31
	子の看護休暇	29	9.7%	8	42	11.2%	2	40	10.5%	11
	不利益取扱い	19	6.4%	13	16	4.3%	9	34	8.9%	17
	所定外労働の制限	23	7.7%	5	28	7.4%	3	25	6.6%	6
	時間外労働の制限	18	6.0%	2	26	6.9%	2	22	5.8%	4
	深夜業の制限	20	6.7%	3	27	7.2%	4	29	7.6%	6
	所定労働時間の短縮措置等 (第23条第1項、第23条第2 項関係)	64	21.5%	16	61	16.2%	15	64	16.8%	15
	所定労働時間の短縮措置等 (第24条第1項)	3	1.0%	1	18	4.8%	3	4	1.0%	0
	労働者の配置に関する配慮	0	0	0	2	0.1%	1	3	0.8%	1
	休業期間等の通知	9	3.0%	0	6	1.6%	0	4	1.0%	0
	その他	40	13.4%	11	54	14.4%	9	51	13.4%	16
小計	298	99.9%	77	376	99.6%	73	381	100.0%	107	
介護関係	介護休業	41	28.9%	3	36	25.4%	3	32	28.8%	2
	介護休暇	24	16.9%	0	28	19.7%	1	24	21.6%	1
	不利益取扱い	1	0.7%	1	1	0.7%	0	0	0	0
	時間外労働の制限	15	10.6%	0	17	12.0%	0	12	10.8%	0
	深夜業の制限	16	11.3%	0	17	12.0%	0	11	9.9%	0
	所定労働時間の短縮措置等 (第23条第3項関係)	22	15.5%	0	22	15.5%	1	15	13.5%	0
	所定労働時間の短縮措置等 (第24条第2項関係)	0	0	0	1	0.7%	0	1	0.9%	0
	労働者の配置に関する配慮	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休業期間等の通知	8	5.6%	0	3	2.1%	0	2	1.8%	0
	その他	15	10.6%	0	17	12.0%	1	14	12.6%	1
	小計	142	100.0%	4	142	100.0%	6	111	100.0%	4
職業家庭両立推進者	0		0	1		0	0		0	
合計	440		81	519		79	492		111	

表2-2 労働者からの相談のうち、個別の権利の侵害等に関する相談内容

(件)

相談内容		25年度	26年度	27年度
育児関係	育児休業	17 (70.8%)	27 (55.1%)	34 (51.5%)
	子の看護休暇	1 (4.2%)	0	6 (9.0%)
	所定外労働の制限	1 (4.2%)	1 (2.0%)	1 (1.5%)
	時間外労働の制限	0	0	1 (1.5%)
	深夜業の制限	0	2 (4.1%)	2 (3.0%)
	所定労働時間の短縮等(第23条第1項、第23条第2項関係)	5 (20.8%)	12 (24.5%)	11 (16.7%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第1項関係)	0	1 (2.0%)	0
	労働者の配置に関する配慮	0	1 (2.0%)	1 (1.5%)
	その他	0	5 (10.2%)	10 (15.2%)
小計	24 (100.0%)	49 (99.9%)	66 (99.9%)	
介護関係	介護休業	3 (100.0%)	2 (66.7%)	2 (66.7%)
	介護休暇	0	1 (33.3%)	0
	時間外労働の制限	0	0	0
	深夜業の制限	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等(第23条第3項関係)	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第2項関係)	0	0	0
	労働者の配置に関する配慮	0	0	0
	その他	0	0	1 (33.3%)
	小計	3 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)
合計	27	52	69	

表2-3 紛争解決援助の状況

労働局長による紛争解決援助の援助申立受理件数の推移

(件)

平成25年度	平成26年度	平成27年度
0	0	1

(休業に係る不利益取扱い事案)

※両立支援調停会議による調停の申請はなかった。

表 2-4 行政指導件数の推移

(件)

指導内容		25年度	26年度	27年度
育児関係	育児休業	116 (17.6%)	93 (17.1%)	60 (18.0%)
	子の看護休暇	90 (13.6%)	54 (9.9%)	44 (13.2%)
	不利益取扱い	0	0	0
	所定外労働の制限	29 (4.4%)	29 (5.3%)	19 (5.7%)
	時間外労働の制限	86 (13.0%)	79 (14.5%)	46 (13.8%)
	深夜業の制限	17 (2.6%)	12 (2.2%)	13 (3.9%)
	所定労働時間の短縮措置等(第23条第1項、第23条第2項関係)	143 (21.7%)	108 (19.9%)	66 (19.8%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第1項関係)	179 (27.1%)	168 (30.9%)	85 (25.5%)
	労働者の配置に関する配慮	0	0	0
	小計	660 (100.0%)	543 (99.8%)	333 (99.9%)
介護関係	介護休業	45 (20.6%)	49 (23.8%)	29 (23.2%)
	介護休暇	26 (11.9%)	17 (8.3%)	12 (9.6%)
	不利益取扱い	0	0	0
	時間外労働の制限	23 (10.6%)	27 (13.1%)	14 (11.2%)
	深夜業の制限	17 (7.8%)	12 (5.8%)	12 (9.6%)
	所定労働時間の短縮措置等(第23条第3項関係)	107 (49.1%)	101 (49.0%)	58 (46.4%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第2項関係)	0	0	0
	労働者の配置に関する配慮	0	0	0
小計	218 (100.0%)	206 (100.0%)	125 (100.0%)	
職業家庭両立推進者		97	98	60
合計		975	847	518

3 パートタイム労働法の施行状況

表3-1 相談内容の内訳の推移

(件)

相談内容	25年度			26年度			27年度		
	相談件数	%	(うち労働者)	相談件数	%	(うち労働者)	相談件数	%	(うち労働者)
第6条(労働条件の文書交付等)	16	16.0	(2)	18	5.7	(2)	24	13.6	(7)
第7条(就業規則の作成手続)	0	0.0	0	2	0.6	0	1	0.6	0
第8条(短時間労働者の待遇の原則)	—			—			0	0	0
第9条(差別的取扱いの禁止)(旧第8条)	7	7.0	(2)	59	18.6	0	17	9.6	(5)
第10条(賃金)(旧第9条)	16	16.0	(2)	60	18.9	(1)	20	11.3	(8)
第11条(教育訓練)(旧第10条)	11	11.0	0	9	2.8	0	8	4.5	(6)
第12条(福利厚生施設)(旧第11条)	11	11.0	0	9	2.8	0	8	4.5	(6)
第13条(通常の労働者への転換)(旧第12条)	17	17.0	(3)	18	5.7	(1)	18	10.2	(7)
第14条1項(措置の内容の説明)	—			—			16	9.0	(7)
第14条2項(待遇に関する説明)(旧第13条)	5	5.0	(1)	46	14.5	(2)	14	7.9	(5)
第15条(指針関係)(旧第14条)	8	8.0	0	10	3.1	0	8	4.5	(3)
第16条(相談のための体制の整備)	—			—			23	13.0	(6)
その他(年休、社会保険等)	9	9.0	(5)	87	27.4	(7)	20	11.3	(8)
合計	100	100.0	(15)	318	100.0	(13)	177	100.0	(68)

※注 () 内の旧条項は、平成25・26年度における改正前のパートタイム労働法の条項を指す。

表 3 - 2 行政指導件数の推移

(件)

	25年度		26年度		27年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
第6条（労働条件の文書交付等）	44	16.5	48	16.8	85	16.9
第7条（就業規則の作成手続）	62	23.2	61	21.4	82	16.3
第10条（賃金）（旧第9条）	9	3.4	14	4.9	11	2.2
第13条（通常の労働者への転換）（旧第12条）	67	25.1	71	24.9	68	13.5
第14条1項（措置の内容の説明）	/		/		67	13.3
第15条（指針関係）（旧第14条）	58	21.7	62	21.8	97	19.2
第16条（相談のための体制の整備）	/		/		73	14.5
第17条（短時間雇用管理者の選任）（旧第15条）	27	10.1	29	10.2	21	4.2
合 計	267	100.0	285	100.0	504	100.0

※注 （ ）内の旧条項は、平成25・26年度における改正前のパートタイム労働法の条項を指す。

※パートタイム労働法については、紛争解決援助の申請は無かった。

